

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民部自治協働課
委 託 業 務 名	自転車乗り方教室運営業務
委 託 業 務 場 所	ランチ大津京（大津市二本松 1-1）
概 要	<p>4 歳から小学生以下の大津市民を対象に、補助輪を外す過程を支援する自転車乗り方教室を開催し、自転車の安全で適正な運転技術を習得してもらうことを目的に、下記のとおり開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催数 3 回</li> <li>・開催日 8/26（土）、9/2（土）、10/28（土）</li> <li>・開催場所 ランチ大津京</li> <li>・定員 32 名</li> </ul>
契 約 期 間	令和 5 年 7 月 3 日 から 令和 5 年 1 2 月 3 1 日 まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 7 月 3 日
契 約 金 額	690,000 円
契 約 の 相 手 方	<p>〔所在地〕 守山市洲本町 1 2 1 5 番地</p> <p>〔名 称〕 一般社団法人滋賀県自転車競技連盟</p> <p>代表理事 森 貴尉</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本業務は、4 歳から小学生以下を対象に補助輪を外す過程を支援する自転車乗り方教室の運営業務委託である。</p> <p>選定業者は、自転車に乗る初心者や子どもたちを対象に自転車競技の基礎的実技が指導できる、（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を保有している者が多数在籍しており、また、補助輪を外すための自転車乗り方教室を県内で多数開催している実績がある一般社団法人である。</p> <p>また、本法人の設立目的は、「滋賀県における自転車競技界を統括し、自転車競技の普及および振興を図り、自転車の活用推進に関する事業を行い、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。」としている。</p> <p>さらに、本業務の遂行に必要な自転車の安全で適正な運転技術の習得の支援について、自転車競技の指導かつ交通安全の推進を事業として定款に定められている団体であることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結する。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項</p> <p>②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。